

第2回

(令和3年2月10日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年2月10日(水)午前9時30分から午前10時21分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 9名

1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也

4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一

7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親

10番委員 深水 勇治

4 欠席委員 3番委員 尾方 学

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 議第5号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第6号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第7号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

協議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買の申出について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、4番・5番委員をお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

(諸事報告なし)

議長 議第5号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第5号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番から4番について4番委員から調査報告をお願いします。

4番 (調査番号1、2)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は1番が贈与、2番は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族6人(稼働力2人)経営面積は、168a、田97a、畑59a、水稲18a、他がWCS、畑は、飼料と一部野菜を作っておられます。畜産をされており、牛が10頭です。3

条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1km内。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：1番は贈与で発生しません。関係は、以前に近所に住まわられていて自作地の隣に農地を所有されていまして、贈与するということでした。2番は、27年前に売買しましたが申請を今回されました。20年前の取得価格ですが1筆90万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター2、マニアスプレッダー、田植機、軽トラック、2トンダンプ等を所有。8番（取得農地の利用計画）：1番の畑は飼料、田はWCS、2番の畑は飼料を作付される計画です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 4番（調査番号3、4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は3番が贈与、4番は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力1.5人）経営面積は、233a、田166aすべて水稻栽培、畑66aすべて飼料です。畜産をされていて牛が5頭です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m～1km以内。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：3番は贈与で発生しません。関係は、以前に近所に住まわられていて自作地の隣に農地を所有されていまして、贈与するということでした。4番は、18万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター3、コンバイン、田植機、ロールベアラー等を所有。8番（取得農地の利用計画）：畑は飼料、田は水稻を作付されます。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号5、6番について5番委員から調査報告をお願いします。

- 5番（調査番号5）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃貸借で設定期間は2年です。賃借人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力1人）経営面積は、88.76a、自己所有地77.39a、田62.5aは水稻、畑14.83aはミシマサイコ、借入地、畑11.37aはミシマサイコ、家庭菜園の野菜を作られております。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1km内。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：1筆5000円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、ハーベスタ2、ミスト機、田植機、管理機を所有。8番（取得農地の利用計画）：ミシマサイコを作付け予定です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のす

べてを満たしていると考えます。

- 5 番 (調査番号6) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業者年金です。使用借人の経営内容について報告します。家族4人(稼働力3人)従業員を臨時的に4人雇用されます。経営面積は、339.56a、自己所有地308.56a、田250.23aは水稲20a、他はWCS、畑58.53a、借入地は30.9a、田、7.6aはWCS、畑23.44aは飼料、梨、柿、野菜を植えられております。畜産農家で、成牛16頭、子牛6頭を飼育されております。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1km内。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):親子関係で無償です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター3、軽トラ2等を所有。8番(取得農地の利用計画):WCS等を作付けされます。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号7について9番委員から調査報告をお願いします。

- 9 番 (調査番号7) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)臨時雇用年間150人。経営面積は、422a、田302a、水稲157a、WCS145a、畑120a、梨、桃、柿を作付けてあります。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):3kmで約10分。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):贈与で該当ありません。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック、スピードスプレイヤー、刈払機等を所有。8番(取得農地の利用計画):樹園地は柿、ブドウ、キウイフルーツ、桃を作付されています。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号8、9について8番委員から調査報告をお願いします。

- 8 番 (調査番号8) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人(稼働力4人)従業員パート3人。経営面積は、106a、田106a、すべて牧草です。畜産農家ですので成牛ほか合わせて160頭です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):5km以内。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):贈与で該当ありません。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、マニアスプレッダーなど畜産に必要な機械一式を所有。8番(取得農地の利用計画):牧草です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容

により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 8 番 (調査番号9) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族6人(稼働力1.5人)。経営面積は、218a、田215a、水稻、ニンジン、野菜、畑は野菜です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1km以内。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):贈与で該当ありません。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、ハーベスタ、田植機、稲刈りは委託されています。8番(取得農地の利用計画):水稻、里芋を作付けされます。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号10について1番委員から調査報告をお願いします。

- 1 番 (調査番号10) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族6人(稼働力3人)農繁期にアルバイトを5~6人雇用。経営面積は、1350a、田1287a、飼料63a、畑63a、飼料を作付け。繁殖農家で、成牛23頭、育成牛8頭、子牛17頭。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1.5km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):5万円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):コンバイン2、トラクター4、田植機、ロールベアラー、畜産農家に関する機械を所有。8番(取得農地の利用計画):牧草を作付けされます。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、質問のある方は挙手の上をお願いします。

- 1 番 調査番号2番ですが、90万円は支払ってあるのでしょうか。

4 番 1筆90万円です。登記ができていなかったため、再度申請されたということです。

事務局 以前、申請されたどうかは確認しておりません。

- 6 番 調査番号10番は5万円で10アールあたり10万円にしかありませんが、理由をお願いします。

- 1 番 場所が、秘密基地ミュージアムの北側の日当たりの悪い農地です。水も実際には来ない農地です。

議長 質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求め

ます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号5番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号6番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号7番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号8番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号9番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号10番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

以上により、全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議 長 議第6号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議第6号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 調査番号1番、2番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。現在居宅している住宅が、道路拡張工事により、移築が必要となったためです。施設の概要は居宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分)：2種農地です。2番(着工時期)：3年3月1日からです。3番(資金調達)：自己資金です。5番(周囲の承諾)：問題なし。6番(公衆衛生)町の上水道を利用しま

す。生活排水については、下水道を利用します。雨水については、敷地内に排水路をつくり近隣の用排水路に流します。7番（防除措置）東側の農地に接しているが、ブロックで仕切るため、土砂の流れは防止され、近隣に影響を与えないよう十分気をつけます。8番（日照通風）近隣農地への影響は少ないと思いますが、高い建物は作らない。高樹木等は植えないようにする。周辺農地等に被害が生じた場合及び生じる場合は、申請者が責任をもって解決します。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は、180万円です。以上、報告終わります。

- 7 番 （調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。理由は1番と同じです。施設の概要は居宅です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：3年3月1日からです。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）町の上水道を利用します。生活排水については、下水道を利用します。雨水については、敷地内に排水路をつくり近隣の用排水路に流します。7番（防除措置）東側の農地に接しているが、ブロックで仕切るため、土砂の流れは防止され、近隣に影響を与えないよう十分気をつけます。8番（日照通風）周辺農地の営農への支障は少ないと思いますが、高い建物は作らない。高樹木等は植えないようにする。周辺農地等に被害が生じた場合及び生じる場合は、申請者が責任をもって解決します。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は、240万円です。以上、報告終わります。

議 長 調査番号3番について、9番委員から調査報告をお願いします。

- 9 番 （調査番号3）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は貸店舗建築及び通路です。譲受人は、町内で不動産業を営んでおり人吉球磨で商売をされていた人たちが昨年7月の豪雨災害で被災され空き店舗の相談が多く被災された方々の生活のために、自分ができることをしたいと考え貸店舗を建築し提供する目的であるようです。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：3年4月1日からです。3番（資金調達）：融資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）給水は、上水道を使用、汚水、生活雑排水は公共下水道を使用します。雨水排水は、素掘りの土水路、及び必要に応じU字溝、集水柵を設置し雨水を排水します。7番（防除措置）造成地は国道より出入りし、地盤高は現況高を維持し転圧、締め固めて利用します。北側の建物敷地、南側、西側の農地には、土砂の流出が発生しないよう万全を期し、十分に注意して施工します。8番（日照通風）貸店舗は平屋建てであり周囲の建物敷地及び農地に対する通風、日照の被害は発生しないものと思いますが、隣接所有者に十分な計画と目的及び施工計画を説明し、トラブルが発生しないよう心掛けて施工し万一の場合は、申請人の負担で対応されます。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：

農用地区域外です。取得価格は、350万円です。以上、報告終わります。

事務局 補足します。調査番号3番については、文化財の包蔵地となっております。熊本県文化課との協議がまだ済んでおりません。12日金曜日に教育振興課が試掘を行う予定です。その後、文化課と協議を行います。本日の総会で許可相当とされた場合、県文化課との協議終了後、許可相当として県に進達します。協議が整わず計画を断念される場合、申請を取り下げさせていただくことになり、その後、総会で報告をしたいと思います。よって、本日の議案採決には、条件付ということで決議をお願いしたいと思います。受付時に、文化財包蔵地の確認を漏らしておりまして、農業委員会の審議と文化課への協議が前後することになりましたので、たいへん申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願い致します。

議長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

議長 3番の文化財包蔵地の地図ですが、事務局の壁に地図が貼ってありますので、興味のある方はご確認ください。

議長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

申請どおり許可するものといたします。

議長 議第7号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第7号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）今回は所有権移転1件、利用権設定が15件です。所有権移転につきましては、農業公社の買入1件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～15番適格の報告あり)

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。

4 番 9 番の馬渡 870 の小作料は、円単位になっていますが、間違いありませんか。

津山農地中間管理事業担当

今までどおりの小作料支払いで、10a 当たりに割り戻しましたので、このような小作料になっております。

9 番 11 番についても同じようなことでしょうか。

津山農地中間管理事業担当

そうです。

9 番 9 番と 10 番の面積が、農地の一部の面積になっておりますが、残りの面積分は何ですか。

津山農地中間管理事業担当

現在、耕作されている面積がこの面積です。

議長 耕作されていない部分は、何ですか。

事務局 10 番の残りの部分は、竹が生えており山林の状態になっております。

津山農地中間管理事業担当

9 番の残りの部分は、がけになっています。

9 番 同じ馬渡でこの筆のみが面積が減るとおかしくなるのではないのでしょうか。

議長 それでは、農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

それでは、適格といたします。

議長 報告第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約について (朗読)

議長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について (説明)

あっせん委員の担当割をお願いします。

議長 1 番については、一武地区です。10 番委員と田浦委員でお願いします。

2 番については、私 2 番委員と山崎委員でよろしいでしょうか。

よろしくをお願いします。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年2月10日

農業委員会会長

4番 農業委員

5番 農業委員
